


発行元  社会福祉法人 芳清会
 特別養護老人ホーム - ショートステイ -
 〒350-1172 埼玉県川越市大字増形164番地
 電話 (049)247-7311(代) <http://www.houseikai-y.jp/>

八瀬の里 ショートステイ だより

第4号

8月の訪問歯科診療からお知らせ
 *8/13(水)~8/18(月)は休診ですので、ご了承ください。



介護保険のゆくえん

どうなる？ 介護保険

2015年は、介護保険制度において、3年に1度の制度改革が行われる予定です。連日、新聞やテレビで介護保険の法改正についてのニュースが報道されています。さまざまな改革が検討・議論されていますが、大きく2つに分けて見ていきます(※あくまで予想ですので、ご参考までに)。
 一つ目は、要支援サービスを介護保険から切り離す。現在の介護保険の必要度の低い「要支援」(約140万人)向けのサービスを介護保険の適用とし、市区町村の独自事業に移行する見直し案が提示される見込みです。提供するサービス内容や料金を市区町村の裁量とし、ボランティアやNPOなども活用することで要支援者の生活を支えていく方針が検討されています。

二つ目は、介護保険の自己負担、一定以上の所得で2割負担に。現在、一律1割となっている介護保険

介護保険

の自己負担割合を、一定以上の所得がある人については、2割に引き上げる方向で検討が進められる見通しです。所得基準は夫婦世帯で年収359万円以上、もしくは369万円以上の2案が検討されています。高齢者全体の約2割が対象と見込まれています。また、低所得層については、保険証の減額措置を拡大する方向です。(リアンズグループ・2013年11月7日)

昨今、ショートステイ八瀬の里をご利用においても、家族介護の在り方に少しずつ変化が観えます。核家族が進む中で、単独高齢者世帯および高齢者夫婦世帯層が増えてきているのが現状です。今後、この介護保険制度を支えていくには、(冒頭で述べた)在宅介護の底上げを行いつつ、入所や入所系サービスの広域・施設利用の受入体制と訪問・通所のサービスはますます競合を迫られると見込まれます。

ショートステイ八瀬の里の料金が変わります

平成26年8月1日から一部改定

先の平成26年5月1日から現行の料金でご案内してまいりました。来月1日から、弊所看護師の配置人数等の変更で、一部料金が変わりますので、ご案内いたします。

参りますので、ご理解・ご協力のほど、どうぞ今後とも宜しくお願い申し上げます。

機能訓練体制加算の12単位/日・看護体制加算Ⅰの4単位/日・看護体制加算Ⅱの8単位/日の1日あたり合計27円が、これまでより安くなります。度々、料金の変更により、ご利用の皆さまには、ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。ショートステイ職員一同、より一層のサービス向上に尽力して

平成26年8月1日から、
 ①機能訓練体制加算 12単位/日
 ②看護体制加算Ⅰ 4単位/日
 ③看護体制加算Ⅱ 8単位/日
 上記の料金について廃止となります
 宜しくお願い致します。

領収書の医療費控除額の記載について

医療費控除対象額の取り扱い

これまで領収書に医療費控除対象額と記載していましたが、川越市より『ショートステイ(短期入所生活介護)の領収書の取り扱いとして、介護保険法第41条第8項および同法施行規則第65条に規定する領収書に医療費控除の対象となる費用の額を記載するが、居宅サービスの種類ごとに当該記載の

有無を区分する」と取り扱いが変わります。平成26年7月分の領収書から「原則、訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導」等のサービスの対価が医療費控除の対象となり、これらのサービスを併用していれば医療費控除対象額の記載となります。